令和3年4月21日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

> 日本医師会常任理事 江 澤 和 彦 (公印省略)

介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令が本年3月31日に公布され、本年4月1日に施行されました。また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令、介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示が同じく本年3月31日に公布され、本年8月1日から施行されることとなりました。

今般の一部改正は「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえたものであり、主な改正内容は下記のとおりです。

## ① 高額介護(予防)サービス費の見直し(令和3年8月1日施行)

現行の現役並み所得者のうち年収約 770 万円以上及び年収約 1,160 万円以上の者について、世帯の負担上限額をそれぞれ 93,000 円及び 140,100 円とすること。

## ②財政安定化基金による貸付金の償還期限の特例(令和3年8月1日施行)

第8期及び第9期介護保険事業計画期間における財政安定化基金による貸付金の償還期限を第8期は令和14年度末まで、第9期は令和17年度末まで特例的に延長とすること。

③介護保険の調整交付金及び介護保険法第 122 条の 2 第 2 項に規定する交付金に係る算定 方法等の見直し(令和 3 年 4 月 1 日施行)

調整交付金の算定に用いる後期高齢者加入割合補正係数を「一人当たり介護給付費による重み付け」を行う方法への見直し、令和3年度からの調整基準標準給付費額の算定期間について3か月前倒し、特別調整交付金の算定期間についても同様に前倒し、前年度及び当該年度の保険料総額の算定割合が変更となること。

## ④補足給付の見直し(令和3年8月1日施行)

介護保険施設における食費や居住費を負担能力に応じた負担となるよう新たな段階の設置や見直し。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員 への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## (添付資料)

○介護保険最新情報 vol. 960

介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について(通知) (令3.3.31 老発0331第2号 厚生労働省老健局長 通知) 各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護保険計画課

## 介護保険最新情報

## 今回の内容

介護保険法施行令等の一部を改正する 政令等の公布について(通知) 計33枚(本紙を除く)

> Vol.960 令和3年3月31日

厚 生 労 働 省 老 健 局

介護保険計画課、認知症施策 • 地域介護推進課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL: 03-5253-1111(内線 2164,2260)

FAX: 03-3503-2167

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長 (公印省略)

介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について(通知)

本日付けで下記政令等(① $\sim$ ④)が公布され、②については本年4月1日、①、③及び④については本年8月1日から施行することとされた。

- ① 介護保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第97号)
- ② 介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の 二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚 生労働省令第69号)
- ③ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第70号)
- ④ 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する 食費の負担限度額等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第131号)

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村 (特別区を含む。)を始め、関係者及び関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、 その運用に遺漏なきようお願いする。

記

## 第1 改正の趣旨

令和3年度から5年度までの第8期介護保険事業計画に向けて、「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会)等を踏まえ、下記事項について必要な見直しを行うこととする。

- ・ 負担能力に応じた負担とする観点から、高額介護(予防)サービス費における一定 年収以上の世帯の負担上限額及び特定入所者介護(予防)サービス費(以下「補足給付」という。)における食費の自己負担上限額等の見直しを行う。
- 医療療養病床等から介護医療院等への転換に伴う各介護保険者への財政影響に鑑み、財政安定化基金による貸付金の償還期限を特例的に延長する。
- ・ 調整の精緻化を図る観点から、介護保険の調整交付金等における算定期間の前倒し 等を行う。

## 第2 改正の内容

## 1. 高額介護(予防)サービス費の見直し

高額介護(予防)サービス費については、制度創設時から医療保険の高額療養費制度 を踏まえて設定している。

今般、負担能力に応じた負担とする観点から、医療保険の高額療養費制度における 70 歳以上の多数回該当の負担上限額に合わせ、現行の現役並み所得者のうち年収約 770 万円以上及び年収約 1,160 万円以上の者について、世帯の負担上限額を現行の 44,400 円から、それぞれ 93,000 円及び 140,100 円とする見直しを行う。

なお、令和3年8月からの施行に向けて、見直しの趣旨や内容等について被保険者や 介護サービス事業者等に対して丁寧に周知・広報を行うことが重要である。周知・広報 に関しては周知用リーフレット等を作成しているところであり、周知方法や事務手続の 詳細等については追ってお示しする。

## <現行>

収入要件	世帯の上限額
現役並み所得相当(年収約 383 万円以上)	44, 400 円

## <見直し後>

収入要件	世帯の上限額
課税所得約690万円(年収約1,160万円)以上	140, 100 円
課税所得約 380 万円(年収約 770 万円)以上	93,000 円
~同約 690 万円(同約 1,160 万円)未満	
課税所得約 145 万円(年収約 383 万円)以上	44, 400 円
~同約 380 万円(同約 770 万円)未満	

<sup>※</sup> 一般区分や市町村民税世帯非課税者等の負担限度額は変更なし

## 2. 財政安定化基金による貸付金の償還期限の特例

介護保険制度における施設サービスのうち介護療養型医療施設については、入院患者に対して適切なサービスを提供するとともに、限られた医療資源を効率的に活用する観点から、令和6年3月31日までに廃止し、介護医療院への移行等を行うこととされているが、医療保険制度の医療療養病床等からも介護保険制度の介護医療院等に移行することが見込まれ、それに伴い介護保険者の財政に影響を及ぼすことが考えられる。

この点、市町村において保険料収納率の低下や給付費増による財政不足が生じた場合には、都道府県に設置される財政安定化基金により資金の交付及び貸付(次期計画期間末に償還)を行うこととされているところ、今般、介護保険者への財政影響に鑑み、第8期(令和3年度~5年度)及び第9期(令和6年度~8年度)介護保険事業計画期間における財政安定化基金による貸付金の償還期限について、第8期は令和14年度末まで、第9期は令和17年度末まで特例的に延長することとする。

## <償還期限の特例のイメージ>



- 3. 介護保険の調整交付金及び介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金に係る 算定方法等の見直し
  - (1)後期高齢者加入割合補正係数の見直し

調整交付金の算定に用いる後期高齢者加入割合補正係数(各保険者における前期 高齢者(65~74歳)及び後期高齢者(75~84歳・85歳~)の比率を調整する係数) について、調整の精緻化を図る観点から、現行の「要介護発生率による重み付け」 から「一人当たり介護給付費による重み付け」を行う方法に見直す。

(2) 調整基準標準給付費額の算定期間の前倒し

各保険者の年間の介護給付費等については調整交付金の諸係数等調べにおいて把握しているところ、今般、後期高齢者加入割合補正係数の見直しにより「一人当たり介護給付費」に係るデータを用いるに当たり、格納システム等との関係で調整基準標準給付費額の算定期間を前倒しする必要があることから、令和3年度からの調整基準標準給付費額の算定期間について、3か月前倒しする。

- ※ 具体的な前倒し期間は以下のとおり。
  - 介護給付費の償還払い(前年度1月~当該年度12月→前年度10月~当該年度9月)
  - 介護給付費の現物給付(前年度 12 月~当該年度 11 月→前年度 9 月~当該年度 8 月)
- (3) 特別調整交付金の算定期間等の見直し

特別調整交付金の算定期間は調整基準標準給付費額の算定期間と同様であることから、当該給付費額の算定期間の前倒し((2)参照)に伴い、特別調整交付金の算定期間についても同様に前倒しする。

- ※ 具体的な前倒し期間は以下のとおり。
  - 前年度1月~当該年度12月→前年度10月~当該年度9月

また、特別調整交付金の算定期間の前倒しに伴い、介護保険料減免に係る特別調整交付金の算定基礎となる前年度及び当該年度の保険料総額の算定割合を変更する。 ※ 具体的な変更割合は以下のとおり。

前年度(1月~3月)の保険料 1/4 + 当該年度(4月~12月)の保険料 3/4 ⇒前年度(10月~3月)の保険料 1/2 + 当該年度(4月~12月)の保険料 1/2

## 4. 補足給付の見直し

介護保険施設における食費や居住費については、在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から、平成17年10月より利用者本人の負担を原則とし、低所得の方については一定の給付(補足給付)を支給してきた。

今般、在宅で介護を受ける方との公平性等の観点から、負担能力に応じた負担となるよう以下のとおり見直しを行う。

(1)施設入所者に対する食費の助成について、現行の第3段階を、保険料の所得段階と合わせて本人年金収入等80万円超120万円以下の段階(以下「第3段階①」という。)と本人年金収入等120万円超の段階(以下「第3段階②」という。)の2つの段階に区分するとともに、第3段階②について、第3段階②と第4段階の本人支出額(介護保険三施設平均)の差額の概ね2分の1の額(月額約2.2万円)を本人の負担限度額に上乗せする。

(2) (介護予防) 短期入所生活介護及び療養介護(以下「ショートステイ」とい う。)の食費の助成について、(1)と同様、第3段階を2つに区分するととも に、第3段階②について、(1)の金額を踏まえた本人の負担限度額への上乗せ (650円/日)を行う。

また、食費が給付対象外となっている通所介護等との均衡等の観点から、第3段 階①及び第2段階についても、負担能力に配慮しながら本人の負担限度額への上乗 せ (第3段階①:350円/日、第2段階:210円/日)を行う。各所得段階の負担限 度額への上乗せ額については、各所得段階の見直し後の負担限度額の段差(増加 額)がほぼ均等(300円から400円)となるように調整する。

(3)食費・居住費の助成の要件となる預貯金等の基準について、所得段階に応じて設定 することとし、第2段階、第3段階①、第3段階②の3つの所得段階それぞれに基準 を設定する (第2段階:650万円、第3段階①:550万円、第3段階②:500万円)。

なお、見直しに当たっては、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サ ービスに係る利用者負担額軽減制度事業の活用等を促進するとともに、令和3年8月か らの施行に向けて、見直しの趣旨や内容等について被保険者や介護サービス事業者等に 対して丁寧に周知・広報を行うことが重要である。

周知・広報に関しては周知用リーフレット等を作成しているところであり、周知方法 や事務手続の詳細等については追ってお示しする。

## <見直しのイメージ>

段階 自己負担 限度額	第1段階 ・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非 課税の老齢福祉年金受給者	第2段階 ・世帯全員が市町村民税 非課税かつ本人年金収入 等80万円以下	第3段階 ・世帯全員が市町村民税非 課税かつ本人年金収入等 80万円超	第4段階 ・世帯に課税者がいる ・本人が市町村民税課税
食費 ※( )は月額	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)	1392円 (4.2万円)
居住費 ※特別養護老人ホーム・ 多床室の場合	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)	855円 (2.6万円)
合計	300円 (0.9万円)	760円 (2.3万円)	1020円 (3.1万円)	2247円 (6.8万円)

【現状維持】

・ショートステイにおける食費(日額)については、以下のとおり見直し。 第2段階:600円[現状より210円増額]第3段階①:1000円[現状より350円増額]第3段階②:1300円[現状より350円増額]2。この他、現行1,000万円以下となっている預貯金要件について、以下のとおり見直し。第2段階:650万円以下第3段階②:550万円以下第3段階②:550万円以下第3段階②:500万円以下

・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人 年金収入等120万円以下 合計1020円(食費650円+居住費370

世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等120万円超 (食費1360円+居住 合計1730円 【現状より710円増額】

※ 令和3年度介護報酬改定において、食費の基準費用額(1,392円/日)については、令和3 年8月から1.445円/日(+53円) に引き上げることとされている。

## 第3 施行期日

第2.3は令和3年4月1日、第2.1、2及び4は同年8月1日から施行する。

## <参考>

- 介護保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第97号)
- 介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二 項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第6 9号) 官報
- 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第70号)
- 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の 負担限度額等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第131号)

上であるときは、第二項中「四万四千四百円」とあるのは、「十四万百円」とする。

三十八万円以下であるもの(第二号において「控除対象者」という。)を有する者にあっては、

第

号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額。次項において同じ。)が六百九十万円以

## 令和 3 年 3 月 3 1 日

水曜日

御 名 介護保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する

璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第九十七号

介護保険法施行令等の一部を改正する政令

第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による 改正前の介護保険法第五十一条第二項の規定に基づき、 四十七条第一項第二号並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則 閣は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条第二項、第六十一条第二項及び第百 この政令を制定する。

(介護保険法施行令の一部改正)

第

―九条の二の二第七項」を「第二十九条の二の二第九項」に改める。 一十九条の二の二第五項」を加え、同条第四項第一号中「次条第七項」を「次条第九項」 第二十二条の二第一項中「並びに」を「、次条第五項、」に改め、「及び第四項」の下に 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。 に、「第二

九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。 に改め、同項を同条第九項とし、同条中第六項を第八項とし、同条第五項第一号中「第七項」を「第 等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)」を「同年」に、「第五項」を「第七項」 同項を同条第十項とし、同条第七項中「(居宅サービス等のあった月が一月から七月までの場合に 十一項とし、同条第八項中「第二十九条の二の二第八項」を「第二十九条の二の二第十項」に改め、 八項」を「第十項」に改め、同条中第十一項を第十三項とし、第十項を第十二項とし、第九項を第 第二十二条の二の二第二項中「次項及び第五項」の下に「から第七項まで」を加え、 あって、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が 掲げる額(当該居宅サービス等のあった月の属する年の前年の十二月三十一日において世帯主で 合にあっては、前々年。以下この項、次項及び第九項において同じ。)の所得について、第一号に 宅サービス等のあった月の属する年の前年(居宅サービス等のあった月が一月から七月までの場 「第八項」を「第十項」に改め、同項第三号中「第五項」の下に「から第七項まで」を加え、「第 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの居 前々年)」を削り、「当該居宅サービス等のあった月の属する年の前年(当該居宅サービス 同項第一号

の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の 則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条 附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項 条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、 規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得 十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附 五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三 若しくは第二項、第三十四条第一項、 三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、 条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、 十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三条の三第五項に 林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項 に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第 へ、第二十九条の二の二第五項第一号並びに附則第二十一条第一項第三号イ及び第二十二条第 一第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税 項第三号イにおいて同じ。)に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山 (同法の規定による特別区民税を含む。次条第六項第三号へ並びに第七項第一号へ及び第二号 第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、 (同法附則第三十五条の二の六第十五 第三十五条の二第一項、 地方税法 第三十四 第三十五

金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の をいう。以下同じ。)の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定によ において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得 四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。) の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十 第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等 る控除をした後の金額 に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項 一の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額枕法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の

除対象者の数を三十三万円に乗じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十 一万円に乗じて得た額の合計額 当該居宅サービス等があった月の属する年の前年の十二月三十一日において十六歳未満の控

6 円以上六百九十万円未満であるときは、第二項中「四万四千四百円」とあるのは、「九万三千円」 宅サービス等のあった月の属する年の前年の所得について、前項第一号に掲げる額が三百八十万 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの居

第二十二条の三第六項第三号へを次のように改める。

一十二条の三第八項中「前条第十項」を「前条第十二項」に改める。 得と区分して計算される所得の金額がない者 十九万円 (計算期間において、当該基準日被十五条第一項第六号に規定する「各種所得の金額」をいう。次項において同じ。)及び他の所 間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、三十一万円とする。) 保険者及び当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった の規定による市町村民税に係る各種所得の金額(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が当該基準日の属する年度の前年度分の地方税法基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該後期高齢者医療の被保険

を同条第九項とし、同条中第六項を第八項とし、同条第五項第一号中「第七項」を「第九項」に改一月から七月までの場合にあっては、前々年)」を「同年」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項り、「当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(当該介護予防サービス等のあった月が 条第七項中「(介護予防サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)」を削第二十九条の二の二中第十一項を第十三項とし、第八項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、同 同項を同条第七項とし、 同条第四項の次に次の二項を加える。

水曜日

が六百九十万円以上であるときは、 者にあっては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額。次項において同じ。) の合計所得金額が三十八万円以下であるもの において世帯主であって、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年 て、第一号に掲げる額(当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の十二月三十一日七月までの場合にあっては、前々年。以下この項、次項及び第九項において同じ。)の所得につい の介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(介護予防サービス等のあった月が一月から 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれか 第二項中 「四万四千四百円」とあるのは、「十四万百円」 (第二号において「控除対象者」という。)を有する

令和 3 年 3 月 3 1 日

分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後 係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に

> の控除対象者の数を三十三万円に乗じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数 当該介護予防サービス等があった月の属する年の前年の十二月三十一日において十六歳未満

百八十万円以上六百九十万円未満であるときは、第二項中「四万四千四百円」とあるのは、「九万 の介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の所得について、前項第 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれ 一号に掲げる額が三

るものとされた介護保険法施行令の一部改正) (健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有す第二十九条の三第三項中「前条第十項」を「前条第十二項」に改める。

有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。 二条 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を

条第七項」を「次条第九項」に改める。 第二十二条の二第一項中 「。第五項」の下に「及び次条第五項」を加え、同条第四項第一号中「次

に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。 同項を同条第九項とし、同条中第六項を第八項とし、同条第五項第一号中「第七項」を「第九項」 月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)」を「同年」に、「第五項」を「第七項」に改め、 前々年)」を削り、「当該居宅サービス等のあった月の属する年の前年(当該居宅サービス等のあった ずつ繰り下げ、同条第七項中「(居宅サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、 中「第八項」を「第十項」に改め、同条中第十一項を第十三項とし、第八項から第十項までを二項 第二十二条の二の二第二項中「次項及び第五項」の下に「から第七項まで」を加え、同項第一号

5 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの居 三十八万円以下であるもの(第二号において「控除対象者」という。)を有する者にあっては、第あって、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が 掲げる額(当該居宅サービス等のあった月の属する年の前年の十二月三十一日において世帯主で 宅サービス等のあった月の属する年の前年(居宅サービス等のあった月が一月から七月までの場 上であるときは、第二項中「四万四千四百円」とあるのは、「十四万百円」とする。 合にあっては、前々年。以下この項、次項及び第九項において同じ。)の所得について、第一号に 号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額。次項において同じ。)が六百九十万円以

条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの 則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条 定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附 定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除 四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規 法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十 除した金額)、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置 規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控 第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項 の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、 十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、 に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三 へ並びに附則第十三条第一項第三号イにおいて同じ。)に係る同法第三百十四条の二第一項に規 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税 (同法の規定による特別区民税を含む。次条第六項第三号へ並びに第七項第一号へ及び第二号 地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の 第三十五

- 二万円に乗じて得た額の合計額 二万円に乗じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二 当該居宅サービス等があった月の属する年の前年の十二月三十一日において十六歳未満の控
- とする。
  「中国の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のは、「九万三千円」では上、百九十万円未満であるときは、第二項中「四万四千四百円」とあるのは、「九万三千円」でサービス等のあった月の属する年の前年の所得について、前項第一号被保険者のいずれかの居ら、第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの居り、

第二十二条の三第六項第三号へを次のように改める。

うに改正する。 | 第三条 |介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号)の一部を次のよ

附則第二条の次に次の二条を加える。

(令和三年度から令和五年度までの基金事業貸付金の償還期限の特例)

る。 第二条の二 令和三年度から令和五年度までの計画期間における基金事業貸付金(以下この条にお第二条の二 令和三年度から令和五年度までの計画第二条の二 令和三年度から令和五年度までの計画第二条の二 令和三年度から令和五年度までの計画第二条の二 令和三年度から令和五年度までの計画期間における基金事業貸付金(以下この条にお

- (令和六年度から令和八年度までの基金事業貸付金の償還期限の特例)する貸付金については、第七条第六項及び前項の規定にかかわらず、令和十四年度の末日とする。る保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町村であって、都道府県が適当と認めるものに対2 貸付金の償還期限は、前項の規定によっても令和六年度から令和八年度までの計画期間におけ
- する。 第二条の三 令和六年度から令和八年度までの計画期間における基金事業貸付金(以下この条にお第二条の三 令和六年度から令和八年度までの計算工条の三 令和六年度から令和八年度までの計算工条の三 令和六年度から令和八年度までの計画期間における基金事業貸付金(以下この条にお第二条の三 令和六年度から令和八年度までの計画期間における基金事業貸付金(以下この条にお

っ。 対する貸付金については、第七条第六項及び前項の規定にかかわらず、令和十七年度の末日とすける保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町村であって、都道府県が適当と認めるものに」 貸付金の償還期限は、前項の規定によっても令和九年度から令和十一年度までの計画期間にお

附則

2

(施行期日)

第

一条 この政令は、令和三年八月一日から施行する。

『15』()(ない)を行り)(こうにはいて「起げし」になっ。(介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の日(次条において「施行日」という。)前に介護保険法第六十二条に規定する介護予第工条 この政令の施行の日(次条において「施行日」という。)前に介護保険法第六十二条に規定する居宅サービス第二条 この政令の施行の日(次条において「施行日」という。)前に介護保険法第六十二条に規定す第二条 この政令の施行の日(次条において「施行日」という。)前に介護保険法第六十二条に規定す

るものとされた介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有す

第三条 施行日前に健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなお第三条 施行日前に健康保険法等の一部を改正するものとされた同法第二十一条第一項に規定する居宅サービス等に係る旧介護保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされたの一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定による改正前の介護保険法(以下この条にお第二条 施行日前に健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなお第三条 施行日前に健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなお

支援に関する法律施行令の一部改正)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の

- 幕二十二条第二十一号イ中「文ゾ系四頁から第八頁まで」を「、 第四頁文ゾ邦七頁から第十頁ま立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。 第四条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自

ら第十項まで」に改める。で、「第二十九条の二の二第四項及び第七項かで」に、「第二十九条の二の二第四項から第八項まで」を「第二十九条の二の二第四項及び第七項から第十項ま第二十二条第二十一号イ中「及び第四項から第八項まで」を「、第四項及び第七項から第十項ま

令の一部改正)制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政(平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険

る政令(平成十六年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関す第五条(平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金

そら。 第三十一条第二項第十六号中「第二十二条の二の二第七項」を「第二十二条の二の二第九項」に

内閣総理大臣 菅 義偉厚生労働大臣 田村 憲久

・~チ

ヌ〜カ (略) 川 施設介護サービス費の支給

前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間における次に掲げる予防給付に要し

(第一号二に掲げるものを除く。)

2

略)

特別調整交付金の額

た費用の額

イ~ヲ

(略

第

る額以上である場合

(号外第 74 号) 令和三年三月三十一日 厚生労働大臣 田 村

条 介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(平成十二年厚生省令第二十六号)の一部を次の表のように改正する。(介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正) 介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令 (傍線部分は改正部分)

第三条 要した費用の額であって当該年度の九月末日現在において審査決定しているものの額| 前年度の九月十一日から当該年度の九月十日までの間の請求に係る次に掲げる予防給付に た費用の額 要した費用の額であって当該年度の九月末日現在において審査決定しているものの額 調整基準標準給付費額 前年度の九月十一日から当該年度の九月十日までの間の請求に係る次に掲げる介護給付に、前条の調整基準標準給付費額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。 前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間における次に掲げる介護給付に要し 改 正 後 付に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる介護給1条 前条の調整基準標準給付費額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。 (調整基準標準給付費額) 付に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる予防給 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における次に掲げる介護給付に 略) 改 正 前

几 リ<u>(</u>新設) 要した費用の額 イ~チ 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における次に掲げる予防給付に 略) 略)

略)

要した費用の額 イ~ヲ

2

(特別調整交付金の額)

一 前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に災害等により減免の措置を採った第七条 特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

保険料の額が、前年度において賦課した保険料の総額の二分の一に相当する額と当該年度に

いて賦課した保険料の総額の二分の一に相当する額を合算して得た額の百分の三に相当す

特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

年度において賦課した保険料の総額の四分の三に相当する額を合算して得た額の百分の三に採った保険料の額が、前年度において賦課した保険料の総額の四分の一に相当する額と当該 相当する額以上である場合 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に災害等により減免の措置を

第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定の適用に係るものに限る。)の八十分項の規定の適用に係るものを除く。)の九十分の十に相当する額、調整基準標準給付費額(法 十条第一項、第二項若しくは第三項又は第六十条第一項、第二項若しくは第三項の規定の適前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による法第五 用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準 に相当する額以上である場合 の二十に相当する額及び調整基準標準給付費額(法第四十九条の二第二項又は第五十九条の 給付費額(法第四十九条の二第一項若しくは第二項又は第五十九条の二第一項若しくは第二 | 第二項の規定の適用に係るものに限る。)の七十分の三十に相当する額の合算額の百分の三 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による法第当該保険料の減免額の十分の八以内の額

十に相当する額及び調整基準標準給付費額(法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第 規定の適用に係るものを除く。)の九十分の十に相当する額、調整基準標準給付費額(法第四 費額(法第四十九条の二第一項若しくは第二項又は第五十九条の二第一項若しくは第二項の より生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準給付第一項、第二項若しくは第三項又は第六十条第一項、第二項若しくは第三項の規定の適用に 当する額以上である場合 十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定の適用に係るものに限る。) の八十分の二 一項の規定の適用に係るものに限る。)の七十分の三十に相当する額の合算額の百分の三に 前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において、災害等による法第五十条 当該保険料の減免額の十分の八以内の額

若しくは第三項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額に第四条当該災害等による法第五十条第一項、第二項若しくは第三項又は第六十条第一項、第二項 一号に掲げる数を乗じて得た額の十分の八以内の額

## 別表第一 (第五条関係)

補正係数	後期高齢者加入割合
$D \times X + E \times Y + F \times Z$	$A \times X + B \times Y + C \times Z$

備考 この表における算定式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 九月末日現在において審査決定しているものに限る。Y及びZにおいて同じ。)を当該年度年度の九月十一日から当該年度の九月十日までの間の請求に係るものであって当該年度の1 当該年度における全ての市町村に係る前期高齢者に係る介護給付及び予防給付の額 (前 における全ての市町村に係る前期高齢者の総数で除して得た額
- 給付の額を当該年度における全ての市町村に係る八十五歳未満後期高齢者の総数で除して 当該年度における全ての市町村に係る八十五歳未満後期高齢者に係る介護給付及び予防
- Z 給付の額を当該年度における全ての市町村に係る八十五歳以上後期高齢者の総数で除して当該年度における全ての市町村に係る八十五歳以上後期高齢者に係る介護給付及び予防

若しくは第三項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額の十分の当該災害等による法第五十条第一項、第二項若しくは第三項又は第六十条第一項、第二項 八以内の額

略)

## 別表第一(第五条関係)

後期高齢者加入割合
加入割合 $A \times X + B \times Y + C \times Z$

備考 この表における算定式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- X 当該年度における全ての市町村に係る前期高齢者の総数に対する当該年度に係る全ての 前期
- Y 当該年度における全ての市町村に係る八十五歳未満後期高齢者の総数に対する当該年度

高齢者に係る要介護状態区分ごとの分布状況等を踏まえて補正して算定した割合 市町村に係る前期高齢者であって要介護者又は要支援者であるものの総数の割合を、

- 踏まえて補正して算定した割合 ものの総数の割合を、八十五歳未満後期高齢者に係る要介護状態区分ごとの分布状況等をに係る全ての市町村に係る八十五歳未満後期高齢者であって要介護者又は要支援者である
- ものの総数の割合を、八十五歳以上後期高齢者に係る要介護状態区分ごとの分布状況等をに係る全ての市町村に係る八十五歳以上後期高齢者であって要介護者又は要支援者である」 当該年度における全ての市町村に係る八十五歳以上後期高齢者の総数に対する当該年度 踏まえて補正して算定した割合

第二条 (介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部改正)

介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令(平成二十七年厚生労働省令第五十八号)の一部を次の表のように改正する

(傍線部分は改正部分)

## 改 正 後

第三条 前条の調整基準標準事業費額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

(調整基準標準事業費額)

査決定しているものの額 合事業をいう。以下同じ。)に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審 日常生活支援総合事業(法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総 前年度の九月十一日から当該年度の九月十日までの間の請求に係る次に掲げる介護予防・

生活支援総合事業に要した費用の額 前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間における次に掲げる介護予防・日常

イ~ホ

(介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額)

第七条 介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 利用料(法第百十五条の四十五第九項及び第百十五条の四十七第八項の利用料をいう。以下 この号において同じ。)の額が、利用料の総額の百分の三に相当する額以上である場合 当該 利用料の減免額の十分の八以内の額 前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に災害等により減免の措置を採った

## (調整基準標準事業費額)

改

正

前

第三条 前条の調整基準標準事業費額は、次の各号に掲げる額の合算額とする

防・日常生活支援総合事業(法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支 援総合事業をいう。以下同じ。)に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在におい て審査決定しているものの額 前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる介護予

一 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における次に掲げる介護予防・ 日常生活支援総合事業に要した費用の額

(介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額)

第七条 介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 以下この号において同じ。)の額が、利用料の総額の百分の三に相当する額以上である場合 採った利用料(法第百十五条の四十五第九項及び第百十五条の四十七第八項の利用料をいう。 当該利用料の減免額の十分の八以内の額 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に災害等により減免の措置を

の六十三の二第五項の規定の適用に係るものに限る。)の七十分の三十に相当する額の合算額 調整基準標準事業費額(第三条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十条 条の六十三の二第四項及び第五項の規定の適用に係るものを除く。)の九十分の十に相当する 険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の六十三の二第三項(同条第四 の百分の三に相当する額以上である場合 当該災害等による同令第百四十条の六十三の二第 十条の六十三の二第四項の規定の適用に係るものに限る。)の八十分の二十に相当する額及び する調整基準標準事業費額(同条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十 定の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額が、第三条に規定 項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規 三項の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額の十分の八以内 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による介護保 調整基準標準事業費額(第三条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四

(略)

第

**第二条** 令和三年度から令和五年度までの各年度における第一条の規定による改正後の介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(次条並びに附則第五条及び第七条において「新算定省令」 護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十条に規定する介護給付等をいう。附則第七条において同じ。)に要する費用の適正化に関する取組 いう。)第二条に規定する普通調整交付金の額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の調整基準標準給付費額に当該市町村の普通調整交付金交付割合を乗じて得た額から当該市町村の介護給付等 る費用の適正化に関する取組をいう。附則第七条第二号において同じ。)の状況を勘案した額を控除した額に調整率を乗じて得た額とする。 (同法第百二十二条の三第一項に規定する介護給付等に要 介 ع

2 令和三年度における新算定省令第七条に規定する特別調整交付金の額の算定についての同条の規定の適用については、同条第一号中 保険料の総額の二分の一」とあるのは「前年度において賦課した保険料の総額の四分の一」と、同条第二号中「十月一日」 一とあるのは [十月一日] | 月| 旦 とする。 とあるのは「一月一日」と、「前年度において賦課した

**第四条** 令和三年度における第二条の規定による改正後の介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令(次項及び附則第六条において「新総合事業算定省令」という。)第 三条に規定する調整基準標準事業費額の算定についての同条の規定の適用については、同条第一号中「九月十一日」とあるのは「十二月十一日」と、同条第二号中「十月一日」とあるのは「一月一日」

2 令和三年度における新総合事業算定省令第七条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額の算定についての同条の規定の適用については、 同条第一号及び第二号中 「十月一日」

**第五条** 令和三年度から令和五年度までの各年度における新算定省令第四条第二号の後期高齢者加入割合補正係数は、新算定省令第五条の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の介護保険の調整 交付金等の交付額の算定に関する省令(以下この条及び次条において「旧算定省令」という。)別表第一に掲げる算式により算定した数と新算定省令別表第一に掲げる算式により算定した数とを合算して 得た数に二分の一を乗じて得た数とする。

**第六条** 令和三年度から令和五年度までの各年度における新総合事業算定省令第四条第二号の後期高齢者加入割合補正係数は、新総合事業算定省令第五条の規定にかかわらず、旧算定省令別表第一に掲げ る算式により算定した数と新算定省令別表第一に掲げる算式により算定した数とを合算して得た数に二分の一を乗じて得た数とする。

**第七条** 令和三年度から令和五年度までの各年度における新算定省令第八条に規定する調整率は、同条の規定にかかわらず、 (令和三年度から令和五年度までの各年度における調整率の算定の特例) 第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数とする。

当該年度における各市町村に係る新算定省令第三条に規定する調整基準標準給付費額に新算定省令第四条に規定する普通調整交付金交付割合を乗じて得た額から当該市町村の介護給付等に要する費 当該年度分として交付する調整交付金の総額から当該年度において各市町村に対して交付する特別調整交付金の総額を控除して得た額

用の適正化に関する取組の状況を勘案した額を控除して得た額の合算額

## ○厚生労働省令第七十号

よりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第五十一条の三第一項の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める. 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定に 令和三年三月三十一日 厚生労働大臣 田村 憲久

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令

(介護保険法施行規則の一部改正)

第一条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する

改 正 後 改

(傍線部分は改正部分)

(令第一 一十二条の二の 一第十項の厚生労働省令で定める給付

第八十三条の三 令第二十二条の二の二第十項の厚生労働省令で定める給付は、 次のとおりとす

5 五 (略

(高額介護サービス費の支給の申請)

第八十三条の四

るときは、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町 村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、 該書類を省略させることができる。 高額介護サービス費が、令第二十二条の二の二第七項から第九項までの規定によるものであ 当

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)

第八十三条の五 れかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所 サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。 療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいず

号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同 免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。 規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護サー 項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定し 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一 同条において同じ。)であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、 おいて同じ。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が 含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第九十七条の三に 和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を ビスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭 合における当該配偶者を除く。以下同じ。)が特定介護サービス(法第五十一条の三第一項に 護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第 分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの た額(第九十七条の三第一号において「現金等」という。)が、 三十一号)第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場 いが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者(婚姻の届出をしていな 次のイからホまでに掲げる区

(令第二十二条の二の二第八項の厚生労働省令で定める給付)

正

前

第八十三条の三 令第二十二条の二の二第八項の厚生労働省令で定める給付は、 次のとおりとす

一 5 五

(高額介護サービス費の支給の申請)

第八十三条の四

3 村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、 るときは、 該書類を省略させることができる。 高額介護サービス費が、令第二十二条の二の二第五項から第七項までの規定によるものであ 、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市 当前

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者

**第八十三条の五** 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、 れかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所 療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護 サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護サー 号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同 免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。 和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を ビスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭 合における当該配偶者を除く。以下同じ。)が特定介護サービス(法第五十一条の三第一項に た額が二千万円(当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、一千万円)以下であ 項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定し 同条において同じ。)であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、 おいて同じ。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が 含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第九十七条の三に 三十一号)第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場 護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第 いが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者(婚姻の届出をしていな (昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一

配偶者がない場合にあっては、一千万円)

- 二十万円を超える場合 千五百万円(当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、3)までに掲げる額の合計額(ロ及びハにおいて「公的年金等の収入金額等」という。)が百 第一号被保険者(ホに掲げる者を除く。ロ及びハにおいて同じ。)であって、次の⑴から
- 並びに次条第一項第六号において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第三十五 条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第四号イにおいて同じ。) 日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年。 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける (2)及び(3)並びに第四号イ
- る 条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、 金額が零を下回る場合には、零とする。第四号イにおいて同じ。)から所得税法第三十五 所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して得た額とし、当該合計所得三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡 しくは第二項、 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若 条の二第一項、 第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五 合計所得金額から特別控除額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条 の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該 によるものとし、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第 除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。) 十六号)第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控 第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得について 九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第二百 項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条 同条第二項の規定によって計算した金額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二 第四号イにおいて同じ。) 第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一 第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第 零とす
- 入金額の総額 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の厚生労働大臣が定める年金の収
- ある場合 十万円) 第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万円を超え百二十万円以下で 千五百五十万円(当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、 五百五
- 五十万円(当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、六百五十万円) 第二号被保険者 (ホに掲げる者を除く。)である場合 二千万円 (当該要介護被保険者に 第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万円以下である場合 千六百
- 水| あっては、 の受給権を有する者である場合 令第二十二条の二の二第七項に規定する老齢福祉年金(以下「老齢福祉年金」という。) 一千万円) 二千万円(当該要介護被保険者に配偶者がない場合に

## 略

その数に一を加えた数)が二以上であり、 あって、その属する世帯の構成員の数(その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者で かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

## 四二

あって、その属する世帯の構成員の数(その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、 その数に一を加えた数) 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者で が二以上であり、 かつ、 次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

3 5 10

その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかについてその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかについてその属の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

1~1 (略)

(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)

第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定(以下この条において「認定」という。)を受けまうとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければなまった。)を受け

一~五 (略)

払を受けている場合にあっては、当該給付の種別 、特定介護サービスを受ける日の属する年の前年に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支

> 等の収入金額をいう。)及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前 並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額 得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して得た額とし、当該合計所得金額第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同第三十二条第一項に規定する短期譲渡所 を控除して得た額が、八十万円以下であること。 が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。)の年額 の規定が適用される場合にあっては七十分の三十)を乗じて得た額(高額介護サービス費 サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十 控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額から当該特定介護 条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一 第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一 第三十四条第一項、 項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場 項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第 特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することに が零を下回る場合には、零とする。)から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を 項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、 合には、当該合計所得金額から特別控除額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、 該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合に 計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、 介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)の合 より当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下 いる場合には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場 この号において同じ。) 並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の (法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の二十、同条第二項 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかについて (昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われて 当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額(租税特別措置法 零とする。)によるものとし、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第 第三十四条の二第一項、 第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、

,二 (略)

(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)

**第八十三条の六** 前条の規定による市町村の認定(以下この条において「認定」という。)を受け 第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定(以下この条において「認定」という。)を受け

~五 (略

払を受けている場合にあっては、当該給付の種別が一月から七月までの場合にあっては、前々年)に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支六 特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月

て確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によっ第四号口に掲げる事項を市町村が銀行、信託会社その他の機関に確認することの同意書を添付前の申請書には、同項第一号及び第四号に掲げる事項を証する書類並びに前条第一号又は

3 5 10

第九十七条の二 (高額介護予防サービス費の支給の申請)

3 当該書類を省略させることができる。 であるときは、 高額介護予防サービス費が、 町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、 第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、 令第二十九条の二の二第七項から第九項までの規定によるもの

(法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者)

第九十七条の三 法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次の 給を受ける者に限る。)とする。 及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支 . ずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(介護予防短期入所生活介護

当該イからホまでに定める額以下であるもの の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者であり、 被保険者及びその者の配偶者が所有する現金等が、 にあっては、 の属する年度(当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が特定介護予防サービス (法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。)を受ける日 前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村 次のイからホまでに掲げる区分に応じ かつ、当該居宅要支援

③までに掲げる額の合計額(ロ及びハにおいて「公的年金等の収入金額等」という。)が百 |十万円を超える場合 千五百万円(当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっ 第一号被保険者(ホに掲げる者を除く。口及びハにおいて同じ。)であって、次の⑴から 五百万円

年金等の収入金額をいう。 を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年。(2)及び(3)におい て同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的 当該特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護予防サービス

水曜日

置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から十万円を控 いては、 第三十四条の三第一項 法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、 第三十四条の三第一項、 税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得につ 項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額(同2三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第 当該特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額 項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第 |百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得 同条第二項の規定によって計算した金額(租税特別措置法第四十一条の三の三 第三十五条第一項、 第三十五条の二第一項、 一項に規定する長期譲渡所得の金額 第三十四条の二第一項、 第三十五条の三第 (地方税法第

令和 **3** 年 **3** 月 **31** 日

(高額介護予防サービス費の支給の申請)

## 第九十七条の二 (略)

3

市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、 であるときは、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。 当該書類を省略させることができる。 高額介護予防サービス費が、令第二十九条の二の二第五項から第七項までの規定によるもの

(法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者)

第九十七条の三 法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次の 及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支 いずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(介護予防短期入所生活介護 給を受ける者に限る。)とする。

投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用 被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者であり、かつ、当該居宅要支援 町村長が認定した額が二千万円 の属する年度(当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合 にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村 千万円)以下であるもの。 (法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。)を受ける日 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が特定介護予防サービス (当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、

定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規 を下回る場合には、零とする。) 計額をいう。)を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とす から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、 る。)から所得税法第三十五条第三 一項第一号に掲げる金額を控除して得た額(当該額が零 第三十四 条第一項、

- の収入金額の総額 当該特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年の厚生労働大臣が定める年金
- ある場合 百五十万円) 第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万円を超え百二十万円以下で 千五百五十万円 (当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては) 五
- 五十万円(当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、六百五十万円) 第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万円以下である場合 二千万円(当該居宅要支援被保険 千六百

第二号被保険者 (ホに掲げる者を除く。)である場合

者に配偶者がない場合にあっては、一千万円) 偶者がない場合にあっては、<br />
一千万円) 老齢福祉年金の受給権を有する者である場合 二千万円(当該居宅要支援被保険者に配

(法第百三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情)

第百四十六条 法第百三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情は、次に掲げる 事由があることにより、当該老齢等年金給付(法第百三十一条に規定する老齢等年金給付をい 翌年の五月三十一日までの間に支払われる当該老齢等年金給付の額の総額が、令第四十一条に う。以下この条において同じ。)の支払を受けないこととなった場合又は当該年の六月一日から 定める額未満となる見込みであることとする。

官

法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第十 号に規定する平成十二年農林共済改正法第二十三条の二又は平成十三年厚生農林統合法附則 によりなおその効力を有するものとされた平成十三年厚生農林統合法附則第二条第一項第一 等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済法等改正法」 法」という。)第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、地方公 附則第十一条(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学共済 を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済法等改正法」という。) 済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第七十四条、国家公務員等共済組合法等の一部 和六十年国民年金等改正法第三条による改正前の厚生年金保険法第三十八条、国家公務員共 昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条若しくは第七十八条の規定により適用される昭 改正前の国民年金法第二十条、厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号)第三十八条、 三年法律第百一号。 済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十 という。)附則第十条、昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法 務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第七十六条、地方公務員等共済組合法 (昭和十四年法律第七十三号)第二十三条の七、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共 条若しくは第三十二条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第一条による 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第二十条、国民年金法等の一部を改正する | 以下「平成十三年厚生農林統合法」という。) 附則第十六条第一項の規定

(法第百三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情)

第百四十六条 法第百三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情は、次に掲げる 翌年の五月三十一日までの間に支払われる当該老齢等年金給付の額の総額が、令第四十一条に う。以下この条において同じ。)の支払を受けないこととなった場合又は当該年の六月一日から 事由があることにより、当該老齢等年金給付(法第百三十一条に規定する老齢等年金給付をい 定める額未満となる見込みであることとする。

年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第三十八条、昭和六十年国民年金等改正法附則 以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第十一条若しくは第三十二条の規定によ 国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第 第百五号。 り適用される昭和六十年国民年金等改正法第一条による改正前の国民年金法第二十条、厚生 法律第百五十二号)第七十六条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六 定によりその例によることとされる場合を含む。)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年 第五十六条若しくは第七十八条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第三条 改正法第二十三条の二又は平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第 とされた平成十三年厚生農林統合法附則第二条第一項第一号に規定する平成十二年農林共済 三年厚生農林統合法」という。)附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するもの 林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十 二十三条の七、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農 十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済法等改正法」という。)附則第十条、 済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「私学共済法」という。)第四十八条の二の規 二十八号) による改正前の厚生年金保険法第三十八条、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百 国民年金法第二十条、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。 以下「昭和六十年国共済法等改正法」という。) 附則第十一条 (私立学校教職員共 第七十四条、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律 一項の規定によりなお 昭和六十年

(号外第74号)

該老齢等年金給付の支給が停止されていること。 附則第二条第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定に基づき当 第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年厚生農林統合法

三五五 略)

(施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者)

第百七十二条の二 第八十三条の五、第八十三条の六(第一項第六号を除く。)、第八十三条の七 及び第八十三条の八の規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入 句に読み替えるものとする。 所者(同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。)について準用する。 この場合におい 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字

	第八十三条の五
第九十七条の三において同じ。   第九十七条の三において同じ。   次の条例で定めるところにより当    水調されていない者又は市町村民税が免除された者   はいする資産の合計額として市町村民税の賦課期日に   大部でに定めるところにより当    後において同様の、かつ、当該要介   であり、かつ、当該要介   大部でに定めるところにより当    大部でに対した額に規定する預第十七号に規定する公募公社債等運用投   する資産の合計額として市町村   大部でに定める額以下である合計額に   大部でに定める額以下である合計額に   大部でにおいて「現金等」との   大部でにおいて「現金等」との   大部でにおいて「現金等」との   大部でにおいて「現金等」との   大部でにおいて「現金等」との   大部でに掲げる額の合計額に   大部でにおいて、次の(1)からい   大部でにおいて、次の(1)からい   大部でにおいて、次の(1)からい   大部でにおいて、次の(1)からの   大部でにおいて、次の(1)からの   大部でにおいて、次の(1)からの   大部でにおいて、次の(1)からの   大部でにおいて、次の(1)からの   大部でにおいて、次の(1)からの   大部でにおいて、次の(1)からの   大部でに掲げる額の合計額に   大部でにおいて、次の(1)から   大部では、がの(1)がら   大部では、がの(1)がの(1)がの(1)がの(1)がの(1)がの(1)がの(1)がの(1)	(略)
が課されていない者又は市町村民税が免除されたより 当該市町村民税が免除された者 おいて同法の施行地に住所を有 しない者を除く。)	(略)
	笙

れていること。 る昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定に基づき当該老齢等年金給付の支給が停止さ その効力を有するものとされた平成十三年厚生農林統合法附則第二条第一項第四号に規定す

三五五 (略)

第百七十二条の二第八十三条の五、 句に読み替えるものとする。 所者 (同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。)について準用する。この場合におい 及び第八十三条の八の規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入 (施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者) 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字 、第八十三条の六(第一項第六号を除く。)、第八十三条の七

て、

第 万 十 三 第 0 丑
(戦) (戦) (戦) (戦) (戦) (戦) (戦) (戦)
除く。)

ロ 第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万円を超え百二十万円以下である場合 千五百五十万円 (当該要介護被保険者に配偶 (当該要介護被保険者に配偶	(3)	の合計額をいう。)を控除して得た額とし、当該合計所は、零とする。第四号イにおいて同じ。)から所得税法おいて同じ。)から所得税法おいて同じ。)から所得税法をでいる。第四号イにおいて同じ。)から所得税法	額及び同法第三十三条の四 第一項若しくは第二項、第 三十四条第一項、第三十四条 の三第一項、第三十四条 の三第一項、第三十四条 の三第一項、第三十四条 の金額から控除すべき金額 の金額から控除すべき金額	特別控除額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二十四条の三第一項、第三十五条の三第一項、第三十五条の三第一項、第三十五条の規第一項又は第三十一条の規定により同法第三十六条の規定により同法第三十六条の規定により同法第三十六条の規定する長期譲渡所

2 (略) 権を有しているもの	二 平成十八年改正令附一 (略)	ビス費の支給を受ける者に限る。)とする。 養介護を受けた者については、当該サービ がに該当していることにつき市町村の認っ がに該当していることにつき市町村の認っ 第二十三条 法第五十一条の三第一項の厚当	(法第五十一条の三第一)	(略)	第八十三条の六第二項	(略)		
	平成十八年改正令附則第二十三条第三項第一号に掲げる者であって、(略)	給を受ける者に限る。)とする。 でいることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護なていることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護なる者のほか、平成十八年七月一日から平成十九年六月三十日までの思法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、	(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例) 附 則		の同意書 松その他の機関に確認すること 社その他の機関に確認すること 社その他の機関に確認すること		(略)	八第一号被保険者であって、 公的年金等の収入金額等が八 十万円以下である場合 千六 一百五十万円(当該要介護被保 時者に配偶者がない場合に あっては、六百五十万円) 二第二号被保険者(ホに掲げる者を除く。)である場合 二年万円 に配偶者がない場合にあっては、一千万円) は、一千万円) は、一千万円) は、一千万円) は、一千万円) は、一千万円) は、一千万円(当該要介護被保険者 に配偶者がない場合にあって は、一千万円(当該要介護被保険者 高場合 二千万円(当該要介 を場合にあっては、一千万円(当該要介 る場合 二千万円(当該要介
	りる者であって、老齢福祉年金の受給	ビス費の支給を受ける者に限る。)とする。養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サーかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療五に規定する者のほか、平成十八年七月一日から平成十九年六月三十日までの間、次のいずれ二十三条 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、第八十三条の	曖被保険者の特例)		証する書類		(略)	
2	/FIA							
(略)	二 平成十八年改正令四一 (略)	ビス費の支給を受ける者に限ったに規定する者のほか、平成工に規定する者のほか、平成工に規定する者のほか、平成工	(法第五十一条の三第一)	(略)	第八十三条の六第二項	(略)		
(以下  老虧福祉年金]	十三条第三項第一号に埋	ける者に限る。)とする。 については、当該サービスにつき居宅介ことにつき市町村の認定を受けている者ほか、平成十八年七月一日から平成十九十一条の三第一項の厚生労働省令で定め	三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例)		関に確認することの同意書材が銀行、信託会社その他の機は第四号口に掲げる事項を市町は第四号ロに掲げる事項を市町		(略)	
という」の受給権を有しているもの	いる者であって、令第二十二条の二第	ける者に限る。)とする。 については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サーことにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療ほか、平成十八年七月一日から平成十九年六月三十日までの間、次のいずれ十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、第八十三条の	(被保険者の特例)		証する書類		(略)	

注意事項

様式第一号の二の二(第八十三条の六関係) 熏

不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。 市町村にその旨を届け出てください。

この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、 さい。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

限度額認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市町村に返してくだ 被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は負担 定介護保険施設等の窓口に提出してください。

前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特 の証の表面に記載する負担限度額が支払いの上限となります。

いう。)を利用する際に食事の提供を受け、又は居住若しくは滞在する場合には、こ 療養介護及び介護予防短期入所療養介護(この証の表面において「老健・療養等」と 「特養等」という。) 並びに介護保健施設サービス、介護医療院サービス、短期入所 生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護(この証の表面において この証によって指定介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者

保並者び	の日白	食費		I)	展 考	保		쓣				
って 名 発 及の 名 称 及の 名 称 及	居住費又は滞在費の 負 担 限 度 額	食費の負担限度額	有効期限	適用年月日	生年月日	·	フリガナ		番号	交付年月	介 護 保	
	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室 従来型個室(特養等) 後来型個室(老健・療養等) 多床室	(介護予防)短期入所生活(療養)介護   その他のサービス	令和 年 月 目まで	令和 年 月 日から	明治・大正・昭和 年 月 日   性   男					月日 令和 年 月 日	· 険負担限度額認定証	
		田田			男·女							

乗 国

この証の大き かけ、 約128ミリメートル、 横91ミリメートルとするこ 備光

2 必要があるときは、 各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる

1  $\mathcal{L}$ 

193

区分に応じ、

当該イからホまでに定める額以下であるもの

第二条

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正す

(傍線部分は改正部分)

第八十三条の三 令第二十二条の二の二第十項の厚生労働省令で定める給付は、 (令第二十二条の二の二第十項の厚生労働省令で定める給付 改 正 後 次のとおりとす

<u>ς</u> 五 略

(高額介護サービス費の支給の申請)

## 第八十三条の四 略)

2

3 該書類を省略させることができる。 村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、 るときは、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町 高額介護サービス費が、令第二十二条の二の二第七項から第九項までの規定によるものであ 当 3

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者

第八十三条の五 サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。 療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護 れかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、 次のいず

他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が、 市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)であり、 規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護サー 十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その 該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法 れていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者(当該 含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課さ ビスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭 合における当該配偶者を除く。以下同じ。)が特定介護サービス(法第五十一条の三第一項に 護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第 三十一号)第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者(婚姻の届出をしていな が、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介 二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を 第二条第一項第十号に規定する預貯金、 同項第十一号に規定する合同運用信託、 次のイからホまでに掲げる (昭和四十年法律第三十三 かつ、当 同項第

(令第二十二条の二の二第八項の厚生労働省令で定める給付)

改

正

前

第八十三条の三 令第二十二条の二の二第八項の厚生労働省令で定める給付は、 次のとおりとす

一 <u>;</u> 五 略

(高額介護サービス費の支給の申請)

## 第八十三条の四 (略)

村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、 るときは、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、 該書類を省略させることができる。 高額介護サービス費が、令第二十二条の二の二第五項から第七項までの規定によるものであ 市 当

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者

第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、 れかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所 サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。 療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護

他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円 規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護サー 者に配偶者がない場合にあっては、 号)第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、 市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)であり、かつ、当 和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を 合における当該配偶者を除く。以下同じ。)が特定介護サービス(法第五十一条の三第 十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その 該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法 れていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者 含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課さ ビスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭 三十一号)第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場 護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第 いが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者(婚姻の届出をしていな 一千万円)以下であるもの (昭和四十年法律第三十三 (当該要介護被保険

(号外第74号)

- ③までに掲げる額の合計額(ロ及びハにおいて「公的年金等の収入金額等」という。)が百 五百万円) 二十万円を超える場合 第一号被保険者(ホに掲げる者を除く。ロ及びハにおいて同じ。)であって、次の⑴から 千五百万円(当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、
- 条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第四号イにおいて同じ。) 並びに次条第一項第六号において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第三十五 日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年。 ②及び③並びに第四号イ 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける
- 条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一 の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該 第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得について 条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とす 金額が零を下回る場合には、零とする。第四号イにおいて同じ。)から所得税法第三十五 所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して得た額とし、当該合計所得 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若 第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五 合計所得金額から特別控除額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条 によるものとし、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第 除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。) 十六号)第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控 九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第二百) 二十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡 しくは第二項、 項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条 第四号イにおいて同じ。) 同条第二項の規定によって計算した金額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第一 第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第
- 入金額の総額 当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の厚生労働大臣が定める年金の収
- ある場合 十万円) 第一号被保険者であって、 千五百五十万円(当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、 公的年金等の収入金額等が八十万円を超え百二十万円以下で 五百五
- 五十万円(当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、六百五十万円) 第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万円以下である場合
- 配偶者がない場合にあっては、一千万円) 第二号被保険者(ホに掲げる者を除く。)である場合 二千万円(当該要介護被保険者に
- ホ| 二千万円(当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、 令第二十二条の二の二第七項に規定する老齢福祉年金の受給権を有する者である場合 一千万円)

その数に一を加えた数)が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの あって、その属する世帯の構成員の数(その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者で

## 四二・前三

あって、その属する世帯の構成員の数(その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、 その数に一を加えた数)が二以上であり、 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者で かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

(略)

公簿等によって確認することができるときは、

当該書類を省略させることができる。

~二 (略)

(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)

らない。 ようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければな第八十三条の六 前条の規定による市町村の認定(以下この条において「認定」という。)を受け

特定介護サービスを受ける日の属する年の前年に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支

同意書を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実をらホまで又は第四号口に掲げる事項を市町村が銀行、信託会社その他の機関に確認することの2 前項の申請書には、同項第一号及び第四号に掲げる事項を証する書類並びに前条第一号イか払を受けている場合にあっては、当該給付の種別

第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、合には、当該合計所得金額から特別控除額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、 を控除して得た額が、八十万円以下であること 並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額 の規定が適用される場合にあっては七十分の三十)を乗じて得た額(高額介護サービス費(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の二十、同条第二項 所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して得た額とし、当該合計所得金第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡 計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)の合 が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。)の年額 サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十 を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額から当該特定介護 額が零を下回る場合には、零とする。)から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額 条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一 項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一 合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第一 該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合に 等の収入金額をいう。)及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年 (当該特定 | 々年| 中の公的年金等の収入金額 (所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金前年 (特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前この号において同じ。)並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の 特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することに 項若しくは第二項、 計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、 より当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下 いる場合には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかについて (昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われて 第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場 当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額(租税特別措置法 第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、

~二 (略)

(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)

らなゝ。 ようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければな**第八十三条の六** 前条の規定による市町村の認定(以下この条において「認定」という。)を受け

払を受けている場合にあっては、当該給付の種別が一月から七月までの場合にあっては、前々年)に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支が一月から七月までの場合にあっては、前々年)に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支六 特定介護サービスを受ける日の属する月一~五 (略)

て確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によっ第四号口に掲げる事項を市町村が銀行、信託会社その他の機関に確認することの同意書を添付第四の申請書には、同項第一号及び第四号に掲げる事項を証する書類並びに前条第一号又は

3~10 (略)

ビス費の支給については、

なお従前の例による。

(施行期日)

第二条 この省令の施行の日(次条において「施行日」(介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)第一条 この省令は、令和三年八月一日から施行する。 定介護サービス及び同法第六十一条の三第一項各号に掲げる特定介護予防サービスに係る同法の規定による特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給については、なお従前の11条 この省令の施行の日(次条において「施行日」という。)前に介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第六十二条に規定する要介護被保険者等が受けた同法第五十一条の三第一項各号に掲げる特 例による。

第一条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

第三条 施行日前に健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。2 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、第一条の規定による改正後の様式によるものとなって、この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正後の様式によるものとなって、この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正後の様式によるものとなって、この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正後の様式によるものとなって、この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正後の様式によるものとなって、この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正後の様式によるものとなって、この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正後の様式によるものとない。 旧介護保険法」という。)第四十一条第一項に規定する要介護被保険者が受けた旧介護保険法第五十一条の三第一項各号に掲げる特定介護サービスに係る旧介護保険法の規定による特定入所者介護サー (以下この条において

# ○厚生労働省告示第百三十一号

296 条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年八月一日から適用する。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第二項及び第六十一条の三第二項並びに介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第五項の規定に基づき、介護保険法第五十一 令和三年三月三十一日 厚生労働大臣 田村 憲久

介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示

**第一条** 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十三号)の一部を次の表のように改正する。 (介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額の一部改正)

19718 🔾	<del>3</del> / 1 <del>3</del> 1	<u>п</u> //чеп		110		(-3>1>0-1	<u> </u>	- 3 /
					定  又  る  規 に	規合を		
が一大規模が「一三条の子第二条では領サービの上条の三第二号に掲げる者であって、食費の七条の三第二号に掲げる者であって、食費の七条の三第二号に掲げる者であって、食費の七条の三第二号に掲げる者であって、食費の上条の三第二号に掲げる者であって、食費の上条の三第二号に掲げる者であって、食費の上条の三第二号に掲げる者であって、食費の上条の三第二号に掲げる者であって、		本 本 本 であって、同号イに規定する公的年金等の 本であって、同号イに規定する公的年金等の 本であって、同号イに規定する公的年金等の 本であって、同号イに規定する公的年金等の 本であって、同号イに規定する公的年金等の 本	十三条の五第一号イに掲げる者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分	定介護予防サービスをいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。定介護予防サービス(法第六十一条の三第一項に規定する特る特定介護サービス(法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)の区分及び中欄に掲げる要介護被保険者の受けに規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)又は居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)又は居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に		改正	
以下同じ。) 若し (法第 (法第 ) 下院短期入所生 (法第 (法第 (法第 (法第 (法第 (法第 (法第	「別ジッスはト 「介護をいう。以 「名短期入所療養 「別という」以	介護(法第八条 は短期入所療養 に別方の変をいう。以 不寛をいう。以 のでは、対して のでは、対して のでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	短期入所生活 一日につき千 の護 (法第八条 三百円	区分       下防サービスの         予防サービスの       額	。)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。介護予防サービス(法第六十一条の三第一項に規定する特三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)以下同じ。)の区分及び中欄に掲げる要介護被保険者の受けい下同じ。又は居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に	護被保険者(法第四十一条第一項規定する食費の負担限度額(以下の)第五十一条の三第二項第一号に	後	
			手		す す 同 の 一 可 る 号 。   け に	-   第		
四 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、次に掲げ る額の合計額が八十万円以下のもの	に該当しないこととなるもの	いう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの 選法(昭和二十五年法律第百四十四号)第二条に規定する保護を担限度額が一日につき六百五十円であったとすれば保護(生活保工の工作のであった。食費の負	「行る者を除く。)	区	に掲げる額とする。	観」という。)は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、担限度額及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十一条	改正前	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
百九十円円			百五十円	額		それぞれ同表の下欄(の負担限度額(以下の三第二項第一号に		傍線部分は改正部分)

7 11 WE	15 + 1	<u> </u>	<b>J</b> 1 L	1 /1	く時間に						TIX					(7)	rsn	/ <	7	')				
						三									=									
であるもの であるもの こ 施行規則第九十七条の三第一号二に掲げる		であるもの	収入金額等が八十万円を超え百二十万円以下者であって、同号イに規定する公的年金等の	ロ 施行規則第八十三条の五第一号ニに掲げる	者	イ 施行規則第八十三条の五第一号口に掲げる	該当しないこととなるもの	三百六十円であったとすれば同号イの規定に	であって、食費の負担限度額が一日につき千	則	な	三百六十円であったとすわは保護を必要とし	てあって、食費の負担限度額が一日につき千	は骨の 単甲 変更が 一旦第八十三条の王第二号		j								
	介護 防短期入所療養	若しくは介護予	期入所生活介護	期入所療養介護	介護若しくは短	短期入所生活						一介護サービス	ヒス以外の特定	で、人人の許正して、人人の許正して、人人の許正して、人人の許正して、人人の対象をは、人の対象をは、しいが、人の対象をは、しいが、とないのは、しいのは、人のないのは、しいのは、しいのは、しいのは、人のないのは、しいのは、しいのは、しいのは、しいのは、しいのは、しいのは、しいのは、し	前の項に推り	j)	じ。	いう。以下同	入所療養介護を	る介護予防短期	第八項に規定す	(法第八条の二	期入所療養介護	くは介護予防短
					円	一日につき千								三百六十円	三百に一手									
五																								
しない状態となるもの(二の項に掲げる者を除く。) 担限度額が一日につき三百九十円であったとすれば保護を必要と 担限度額が一日につき三百九十円であったとすれば保護を必要と	額	ハ 当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日	る。) 金額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には 零とす	額とする。)から所得税法第三十五条第二項第一号に	渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して	三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲	の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第	条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条	する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三	一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定	第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第	若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、	当該合計所得金額から特別控除額(同法第三十三条の四第一項	五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、	二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十	の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の	(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条	合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)	律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する	の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法	<ul><li>コ 当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日</li></ul>	十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)	金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三	ら七月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。)中の公的年

令和3年3月31日 水曜日

六		五	四	
イ 前の項イ及び口に掲げる者 の 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者 であって、食費の負担限度額が一日につき三 可九十円であったとすれば保護を必要としな い状態となるもの(二の項ロ及び四の項ロに り状態となるもの(二の項ロ及び四の項ロに	ロ 施行規則第八十三条の五第一号二に掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万円以下であるものれ、施行規則第九十七条の三第一号ハに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万円以下であるもの収入金額等が八十万円以下であるもの収入金額等が八十万円以下であるものれば保護を必要としない状態となるもの(一れば保護を必要としない状態となるもの(つの項ホ及び三の項ホに掲げる者を除く。)		T 前の項イ及び口に掲げる者	東京に掲げる者を除く。) 「現本に掲げる者を除く。」 「現本に掲げる者を除く。」 「現本に掲げる者を除く。」 「現本に掲げる者を除く。」
前の項に掲げ ビス以外の特定 ビス以外の特定	期入所療養介護 期入所生活介護予防短期入所療養介護 を関うのではのである。 対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、	介護若しくは短短期入所生活	介護サービス ビス以外の特定 ビス以外の特定	
百九十円日につき三		百円につき六	百五十円	

八	七月		六
施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、	されているものを除く。)の受給権を有するもの 三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同	施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、国民年金
		百 円	一日につき三

299 令和3年3月31日	水曜日	官	報	(号外第 75 号)
- イ 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令 (略) イ ( 4 )	要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分と「居室等の区分」を記し、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)の区分及び中欄に掲げる居室等の区人の、以下「居住費等の負担限度額」という。以下同じ。)又は居宅要支援被保険者(法第五十三一条第一項に規定する要介護被保険者(という。)は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者(法第四十一人の一人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人	改正後	七   七   1
- イ 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令 (略) (略)   年三条の五第一号に掲げる者 (二の項イ及び   三の項イに掲げる者を除く。)   三の項イに掲げる者を除く。)   1	所得の区分 居室等の区分 額	会居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。 (以下「居住費等の負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げ規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額	改正前	1

<b>1443年3月31日</b>	/八峰口		(7)(9)	
	入金額等が が表別第	二 イ 施行規則第八 日 施行規則第八 収入金額等が八 収入金額等が八 収入金額等が八 同 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	では其所具名だるよう。 第をいう。以下同じ。)を必要と 護をいう。以下同じ。)を必要と 護をいう。以下同じ。)を必要と であって、居住費等の負担限度 であって、居住費等の負担限度 であって、居住費等の負担限度 であって、居住費等の負担限度	等の負担限を頂、工条の三第二号1、 施行規則第八-
	収入金額等が八十万円以下であるもの者であって、同号イに規定する公的年金等の施行規則第九十七条の三第一号ニに掲げる	者 者 を を を を を を を を を で あって、同 同 号 イ に 規 則 第八十三条の五第一号 二 に 掲 げる を で あって、同 号 イ に 規定する公的年金等の で あって、同 号 イ に 規定する公的年金等の を 行 規則第九十七条の五第一号 二 に 掲 げる に た に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に に の に の に の に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に る に る に の に の に の に の 。 る の に の に に に の に の に の に の に の に の に の に る に る に る に の に 。 に 。 に の に る に る に る に 。 に に に 。 に に に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。	全の資本的 月巻大きのよう。 株 14 14 16 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	等り負担艮変質がこり買り下欄こ曷ずる質で一七条の三第二号に掲げる者であって、居住費――――――――――――――――――――――――――――――――――――
		(略)		
		=		
では、前々年。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号に規定当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第第二百二十六号)第二百九十二条第一項第第二百二十六号)第二百九十二条第一項第	属する月が一月から七月までの場合にあっ ス又は特定介護予防サービスを受ける日の 日の属する年の前年(当該特定介護サービ 予防サービスをいう。以下同じ。)を受ける	イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、次に掲げる額の合計額が八十万円以下のもの リ下のもの 以下同じ。)又は特定介護サービスをいう。 「項に規定する特定介護サービスをいう。」 以下同じ。)又は特定介護サービスをいう。	一 相においる名 7 とでおい代意 (全流 保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第 二条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの 要としない状態となるもの 一 施行規則第八十三条の五第四号に掲げる額であったとすれば施行規則第八十 に掲げる額であったとすれば施行規則第八十 に掲げる額であったとすれば施行規則第八十 に掲げる額であったとすれば施行規則第八十 に掲げる額であったとすれば施行規則第八十 に掲げる額であったとすれば施行規則第八十 に掲げる額であったとすれば施行規則第八十 に掲げる額であったとすれば施行規則第八十 に掲げる額であったとすれば施行規則第八十 に表する	下闌こ曷げる頁であったこかれば承獲(庄氏であって、居住費等の負担限度額がこの項の一 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者
		略		

									_																					
三 三																														
ーーーーー 十 <sub> </sub> イ	る	あ	等	七	ホ																									
七 施 行規 则	るもの(前	ったとす	の負担限	条の三第	施行規則																									
七条の三第一号ホに掲げる者施行規則第八十三条の五第一	(前の項ボに掲げる者を除く。)	あったとすれば保護を必要としない状態とな	等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額で	七条の三第二号に掲げる者であって、	施行規則第八十三条の五第二号又は第九十																									
に掲げる	掲げる者	を必要と	の項の下	げる者で	条の五第																									
者号示又	を除く。	しない状	-欄に掲げ	あって、	二号又は																									
号ホ又は第九		が態とな	る額で	居住費	第九十																									
(略)																														
(略)																														
三																														
ー イ も 二 律 で	に	護	20	で	口  #:	#-I	المد	(3)	σl	∆: <u>X</u> :	was I	م» ا	) <del></del>		友丨	ΔΔ; I	<b>8</b> 1	ا ۵	-1	ΔΔ; I	.1	Δ:Δ: I	. 1	4x	41	ΔΔ; I	松上	ΔΔ; I	P.I	£24
をのとされ、 一本のとされ、 一本のとされ、 一本のとされ、 一本のとされ、 一項のとされ、 一項のとされ、 一項のとされ、 一項のとされ、 一項のとされ、 一項のとされ、 一項のとされ、 一項のとされ、	に掲げる者を除く。)	ど必要と.	の項の下	めって、	爬行規則:	生労働大	サービス	当該特·	の額が零	弗一号に	観とする	へき金額	に規定す	丁六条の!	衆の三第	第一項、	衆の四第	<b>金額から</b>	三十一条	第一項又	項、第	第三十四	一項若し	観から特.	正の適用!	第三十五	第三十四	第三十四部	写第三十	枕特別措
ものとされた同法第一条の規定による改正前二条第一項の規定によりなお従前の例による律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十であって、国民年金法等の一部を改正する法施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者	を除く。)	護を必要としない状態となるもの	この項の下欄に掲げる額であったとすれば保	であって、当該者の居住費等の負担限度額が	施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者	生労働大臣が定める年金の収入金額の総額	ビスを受ける日の属する年の前年の厚	当該特定介護サービス又は特定介護予防	の額が零を下回る場合には、	第一号に掲げる金額を控除して得た額	額とする。)から所得税法第三十五条第二項	べき金額の合計額をいう。)を控除して得た	に規定する短期譲渡所得の金額から控除す	十六条の規定により同法第三十二条第一項	条の三第一項、第三十五条第一項又は第三	第三十四条の二第一項、第三十四	条の四第一項若しくは第二項、第三十四条	金額から控除すべき金額及び同法第三十三	条第一項に規定する長期譲渡所得の	第一項又は第三十六条の規定により同法第	第三十五条第一項、	四条の二第一項、	項若しくは第二項、	額から特別控除額	定の適用がある場合には、	第三十五条の二第一項又は第三十六条の規	・四条の三第一項、第三十五条第一項、	十四条第一項、第三十四条の二第一項、	号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、	税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六
第三十四 よりなお よりなお		態となる	る額であ	居住費等	条の五笠	る年金の	日の属す	ービスマ	場合にけ	一額を控除	得税法策	をいう。	渡所得の	り同法策	三十五条	条の二第	くは第一	き金額及	規定する	六条の担	第一項、		- 1	- 1	合には、	一項又は	一項、第	第三十	第一項	和三十一
規定による改正前の例による四号)附則第三十四号)附則第三十四号)附別第三十四号)附別第三十四号)の例による		3もの ( _	めったとお	ずの負担関	2二号に担	収入金	っる年の前	へは特定へ	、零とする。)	心て得る	三十五	を控除っ	金額から	三十二	不第一項 <sup>1</sup>	不一項、無	項、第	公司法	·長期譲渡	定により	第三十五条の二	第三十四条の三第	第三十四条第一項、	(同法第三十三条の四第	当該合計所得金	第三十五	三十五条	四条の二	若しくは	年法律等
に掲げる者 欧正する法 の例による		(一の項ロ	9れば保	限度額が	掲げる者	御の総額	肌年の厚	<b>介護予防</b>	9 る。)	に額(そ	<b>采第二項</b>	して得た	空控除す	<b>発第一項</b>	メは第三	第三十四	二十四条	第三十三	優所得の	り同法第	五条の二	衆の三第	<b>第一項、</b>	衆の四第	訂所得金	ハ条の規	第一項、	第一項、	第二項、	第二十六

			第 三 条 介
PEI	(略)		演 ( )
第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三 (昭)  「四」当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス を受ける日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和 を受ける日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和 に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法 第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合に は、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算 した金額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第 には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該 には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該 には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該 には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該 には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該 には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該 には、その控除前の金額)がら十万円を控除して得た額(当該 には、その控除前の金額)から十万円を控除して得た額(当該 には、その控除前の金額)がら十万円を控除して得た額(当該 には、その控除前の金額)がら十万円を控除して得た額(当該 には、その控除前の金額)がら十万円を控除して得た額(当該 には、その控除前の金額)がら十万円を控除して紹子統一のとし、租税 特別措置法第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	(略)	区。	第五項第一号に規定する食費の特定負担限度 「関がる者であって、居住費がこの項の下欄に掲げる者を 小及び前の項本に掲げる者を 一三条の五第三号又は第九十 一三条の五第三号又は第九十 一三条の五第三号又は第九十 に掲げる者
(略	(略)	額	( 部 平 改
Д	(略)		七年厚生労働省告示第四百十 項と下でにを 支 号 の
施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、次に掲げる額の合計額が八十万円以下のもの  ロ 当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第三十五条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十四条の五第一項、第三十四条の三第一項、第三十四条の方計額が表別を解析の方式を表別である。  「第一項、第三十四条の三第一項、第三十四条の一項、第三十四条の元第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額(同法第三十二条第二項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第三十四条の二第一項、第三十四条の三十一条第三十四条の二第一項、第三十四条の三十一条第一項、第三十五条の二第一項、第三十四条の一項、第三十四条の一項、第三十四条の一項、第三十四条の一項、第三十四条の二第一項、第三十一条第一項、第三十一条第一項、第三十一条第一項、第三十一条第一項、第三十一条第一項、第三十一条第一項、第三十一条第一項、第三十一条第一項、第三十一条第一項、第三十一条第一項、第三十一条第一項、第三十一条第一項、第三十一条第一項、第三十一条第一項、第三十一条第一項、第三十一条第一項、第三十一条第三十一条第二十一条第二十一条第二十一条第二十一条第二十一条第二十一条第二十一条第二	(略)	区改改	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一 に基づく老齢福祉年金(その金額につき に基づく老齢福祉年金(その金額につき を
略	略	額	傍線部分は改正部分

				第四条介		
Ξ	(略)			護	略	
特定旧措置入所者以外の者であって、次のいずれかに該当するもの  イ 施行規則第百七十二条の五第一号に掲げる者る施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者の年金等の収入金額等の合計額」という。)が八十万円以下のもの  (1) (略) (2) 当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十	(略)	所得の区分	改正	条 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一	(略)	は第三十六条の規定の適用がある場合には、雪とする。) 控除して得た額(その額が零を下回る場合には、雪該合計所得金額は第三十六条の規定により同法第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の開展では第三十六条の規定により同法第三十一条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十四条第一項、第三十五条の四第一項者しくは第二項、第三十四条の二第一項、第三十四条の開度では第三十一条第一項、第三十四条の開一項。第三十四条の開一項者的主義。    「現、第三十四条の開始には、当該合計所得金額は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項、第三十一条の一項、第三十六条の規定により同法第三十二条第一項、第三十一条の一項、第三十六条の規定により同法第三十二条第一項、第三十六条の規定の遺用がある場合には、雪とする。)    「特別との規定の適用がある場合には、雪とする。」    「特別とでは第三十五条の四第一項者しくは第三十五条の一項、第三十四条の一項、第三十四条の一項、第三十四条の一項、第三十四条第一項、第三十四条の一項、第三十四条第一項、第三十四条の一項、第三十四条第一項、第三十四条第一項、第三十四条第一項、第三十四条第一項、第三十四条第一項、第三十四条の規定には、雪を変しては、ままには、ままには、ままには、ままには、ままには、ままには、ままには、まま
(6) 略	(略)	居室の区分	後	費の特定負担限度額の		は、当該合計所得金額 現若しくは第二項、 第三十四条の三第 一項、三十五条の 一等一項、三十五条の 第三十一条第一項に 第三十五条第一項に 第三十五条第一項に 第三十五条第一項に 第三十五条第一項に 第三十五条第一項に 第三十五条第一項に 第三十五条第一項に 第三十五条第一項に 第三十五条の 日間額をいっ。)を控除 日間る場合には、零 のこは、零とする。)
略	(略)	額		/額(平成十七年厚生労働省告示第四百十)/一部改正)	(略)	
				学生 労		
三	略				略	
特定旧措置入所者以外の者であって、次のい特定旧措置入所者以外の者であって、次のいれた規則第八十三条の五第一号に掲げる者。施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、次に掲げる額の合計額」という。がい年金等の収入金額等の合計額」という。が八十万円以下のもの(1)(略)(2)当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年護福祉施設サービスを受ける日の属する年で前年の合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	(略)	所得の区分	改正	<b>弗四百十八号)の一部を次の表のように改正する。</b>	(略)	法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条の二第一項に規定では第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定を控除して得た額とする。)から所得税法第三十五条第二項第一を控除して得た額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)
<b>略</b>	(略)	居室の区分	前			第二項、第三十四条第一項、 一項、第三十五条第一項に規定 ででき金額の合計額をいう。) 一様税法第三十五条第二項第一 でであり、第三十五条第 での額が零を下回る場合に
(KA)	(略)	額		(傍線部分は改正部分)	(略)	

令和3年3月31日 水曜日

																														_					
(略)																																			
(略)	口 (略)	(その額が零を下回る場合には、零とする。)	二項第一号に掲げる金額を控除して得た額	は、零とする。)から所得税法第三十五条第	し、当該合計所得金額が零を下回る場合に	金額の合計額をいう。)を控除して得た額と	定する短期譲渡所得の金額から控除すべき	条の規定により同法第三十二条第一項に規	三第一項、第三十五条第一項又は第三十六	項、第三十四条の二第一項、第三十四条の	四第一項若しくは第二項、第三十四条第一	から控除すべき金額及び同法第三十三条の	一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額	項又は第三十六条の規定により同法第三十	第三十五条の二第一項、三十五条の三第一	第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、	第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、	法第三十三条の四第一項若しくは第二項、	は、当該合計所得金額から特別控除額(同	又は第三十六条の規定の適用がある場合に	三十五条の二第一項、三十五条の三第一項	十四条の三第一項、第三十五条第一項、第	四条第一項、第三十四条の二第一項、第三	十三条の四第一項若しくは第二項、第三十	る。)によるものとし、租税特別措置法第三	額(当該額が零を下回る場合には、零とす	控除前の金額)から十万円を控除して得た	による控除が行われている場合には、その	十六号)第四十一条の三の三第二項の規定	(租税特別措置法 (昭和三十二年法律第二	同条第二項の規定によって計算した金額	ている場合には、当該給与所得については、	十八条第一項に規定する給与所得が含まれ	をいい、当該合計所得金額に所得税法第二	条第一項第十三号に規定する合計所得金額
略)																																			
(略)																																			
略																																			
(路)	口 (略)										零とする。)	して得た額(その額が零を下回る場合には、	三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除	を控除して得た額とする。)から所得税法第	金額から控除すべき金額の合計額をいう。)	三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の	第一項又は第三十六条の規定により同法第	一項、第三十四条の三第一項、第三十五条	項、第三十四条第一項、第三十四条の二第	び同法第三十三条の四第一項若しくは第二	長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及	定により同法第三十一条第一項に規定する	第三十五条の二第一項又は第三十六条の規	第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、	第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、	法第三十三条の四第一項若しくは第二項、	は、当該合計所得金額から特別控除額(同	又は第三十六条の規定の適用がある場合に	第三十五条第一項、第三十五条の二第一項	四条の二第一項、第三十四条の三第一項、	しくは第二項、第三十四条第一項、第三十	法律第二十六号)第三十三条の四第一項若	とする。) (租税特別措置法 (昭和三十二年	をいい、その額が零を下回る場合には、零	条第一項第十三号に規定する合計所得金額
(略)																																			
略																																			